

「検定事業者による自己評価・情報公開・ 第三者評価ガイドライン（案）」について

平成 29 年 8 月

検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに	2
・検定試験の現状と評価の必要性について	4
・検定試験の自己評価について	5
(1) 評価の目的	5
(2) 評価の対象	5
(3) 実施回数・実施手順	5
(4) 評価項目	5
(5) 評価結果の表示	6
(6) 評価結果を踏まえた改善	6
(7) 評価結果の公表	6
別紙 1　自己評価の進め方の例	7
別紙 2　検定試験の自己評価シート	8
・検定試験の情報公開について	18
別紙 3　検定試験の情報公開チェックリスト	19
・検定試験の第三者評価について	21
(1) 評価の目的	21
(2) 評価の対象	21
(3) 評価の頻度	21
(4) 評価の負担の適正化	22
(5) 評価主体・評価者	22
(6) 評価内容・項目	22
(7) 評価の方法	23
(8) 評価結果の公表	23
別紙 4　第三者評価における評価項目のイメージ（運営・組織に関する項目）	24
別紙 5　第三者評価における評価項目のイメージ（試験問題に関する項目）	28
別紙 6　検定試験の第三者評価の流れ	31
・国に求められる役割について	32
参考資料	33

はじめに

一億総活躍社会の実現が求められている中、その土台として国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価する仕組みを構築し、学習成果の評価の社会的通用性を向上させる必要がある。

こうした中、民間において行われている検定試験は、学習の成果を適切に評価するのみならず、学習者の継続的な学習意欲を喚起し、また、学校や企業・地域などにとっても、能力の適切な活用や人材のマッチングに資するものであり、生涯学習社会の実現にあたって大きな意義を有するものである。

平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申¹においては、学習成果の評価の社会的通用性の向上に係る取組の第一歩として、検定試験の質を確保する仕組みを構築する必要性などについて提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年5月に「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」が設置され、検定試験の質を確保する仕組みの構築に向け、評価を行う際の参考となるガイドラインの作成など、民間の検定事業者等の主体的な取組への支援方策等について検討がなされた。さらに一部の検定事業者の協力を得て実施した自己評価の試行検証等を経て、平成22年6月には「『検定試験の評価ガイドライン（試案）』について（検討のまとめ）」が取りまとめられた。

この「検討のまとめ」では、検定試験の質の向上や信頼性の確保を図るべく、まずは自己評価の取組が進展することが重要であるとし、その上で、希望する検定事業者に対して専門家等が行う評価（第三者評価）等の外部評価が期待されるとされた。そして、評価を行う際の参考となる評価の視点やその内容が、「実施主体」「実施内容」「実施手続」「検定結果の活用促進」「継続的な学習支援」の5項目に整理され、また、各項目について情報公開が望まれる事項が示された。

「検討のまとめ」を受け、平成22年11月に、有識者、検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」（文部科学省はオブザーバー）が立ち上げられ、平成23年2月、同研究会により、検定事業者が自己評価に取り組みやすくなるよう、「検定試験の自己評価シート」が取りまとめられた。この「検定試験の自己評価シート」を活用し、これまで検定事業者において、検定試験に対する評価の取組が自動的に行われてきたところである。

¹ 平成20年2月中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」

さらに、平成28年5月の中央教育審議会答申²では、自己評価及び第三者評価の相互の体系やその詳細について更に国において検討を深め、その結果を踏まえて、「検定試験の評価ガイドライン」を策定することが求められるとされた。一方で、関係者評価³については、検定試験の評価の体系には今後位置付けないこととするが、検定事業者の自主的な判断で取り組むことは、検定試験の質を高める観点から有意義とされた。

同時に同答申では、「検定試験の自己評価シート」を活用した各検定事業者の取組を一層充実するため、国において、自己評価の項目等をガイドラインとして示すことが必要とされている。また、多様な検定試験について第三者評価を実施できるよう、適切な主体を確保し、育成することが必要であり、国は第三者評価機関を育てる観点から、第三者評価のガイドラインを作成するなどにより支援することが求められるとされている。

本協力者会議は、以上のような経緯を踏まえ、検定試験の評価ガイドラインを作成することなどを目的として設置され、平成28年12月より8回の検討を行い、その成果をこのたびガイドラインとして取りまとめた。

本ガイドラインは、効果的・効率的な自己評価・情報公開及び第三者評価に資するよう、検定事業者等の自主的な取組のための目安として示すものである。検定試験は多様な主体によって、様々な分野において実施されているが、各検定事業者が、本ガイドラインを参考にして、それぞれの検定試験の内容や特色等を踏まえつつ、一層積極的に評価や情報公開に取り組むことを期待したい。

² 平成28年5月中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

³ 検定事業者相互で評価を行う取組。

. 検定試験の現状と評価の必要性について

検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進につながるものである。さらに、検定事業を活性化する効果が期待できるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現にも資するものと考えられる。

特定非営利活動法人全国検定振興機構がインターネット上の公表情報に基づいて調査⁴したところ、平成25年において、1,163の民間検定試験が存在しており、それらの分野は、趣味・教養・スポーツ、コンピューター、オフィス技能、ご当地、財務・会計・金融、医療、語学・国際業務等、非常に多岐にわたっている。

他方、平成26年度文部科学省委託調査⁵で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査（調査対象：受検者数5千人以上の90団体、回収率57.8%）によると、「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を実施している団体の割合は約7割で、また、第三者評価の必要性について肯定的意見の割合は約6割であった。

また、平成23年に全国検定振興機構が行った調査⁶では、検定試験受検経験者に対し、「今後自己評価（点検）を行い、その結果を公開する検定実施団体が実施する検定試験は、受検を検討する際に安心度が増すと思いますか」と質問したところ、肯定的な回答が7割程度であった。第三者評価の安心度に関する同様の質問に対する肯定的な回答も、約7割であった。

このように、民間検定事業者や受検者の多くが、自己評価及び第三者評価の実施の必要性について、検定試験の質が向上し受検者の信頼性が高まる、受検者が検定試験の評価等を判断することが容易になるなど、肯定的に捉えており、適切な自己評価や第三者評価の普及に向けた取組が重要となっている。本ガイドラインはこうしたことを踏まえ、自己評価及び第三者評価を行う際の視点・手順・留意点などを今回とりまとめたものである。

⁴ 全国検定振興機構「第5回検定試験に関する実態調査」
<http://www.zenken.or.jp/category/report>

⁵ 平成26年度文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」

⁶ 全国検定振興機構「第2回検定試験に関する実態調査」
<http://www.zenken.or.jp/category/report>

. 検定試験の自己評価について

(1) 評価の目的

検定事業者は、自ら行う検定試験を日常的に自己点検し必要な改善を図ることに加えて、定期的に自己評価を行い、日常的な自己点検では気付かない新たな視点からの改善を図るといった P D C A サイクルを実践することが期待される。これにより、検定試験の質の維持向上に向け、組織的・継続的な事業改善が可能となる。すなわち各検定事業者が、自ら行う検定試験について、実施目的の明確化 (Plan) を図り、その目的実現に向けて適切に試験を実施 (Do) し、その実施結果を評価 (Check) した後、評価結果を検定試験の更なる改善 (Action) につなげていくことが重要である。

また、自己評価の実施とその結果の公表を通じ、受検者や活用者に対し、実施する検定試験の質や信頼性に関する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことにより、事業の透明性の確保が期待される。

(2) 評価の対象

自己評価を行うべき対象としては、受検者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示す検定試験が広く想定されるが、本ガイドラインでは特に、これらのうち法令等に基づかず、民間の団体が実施する全ての検定試験を対象として考えている。

自己評価について法令上の規制を課すものではないが、評価を通じ検定試験の質の改善と向上を図るとの認識の下、検定事業者は、自らの判断により、積極的に自己評価を行うことが強く期待される。

(3) 実施回数・実施手順

少なくとも毎年度 1 回は自己評価に取り組むことを基本とする。

実施手順については、別紙 1 に示した「自己評価の進め方の例」を参考とする。

(4) 評価項目

別紙 2 に示した「検定試験の自己評価シート」(以下「自己評価シート」という。)を参考にしつつ、個々の検定試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目を設定することが適当である。

自己評価シートの評価項目は、全ての検定試験において共通して必要であると考えられる項目（番号欄が白色の項目）と、検定試験の規模や目的等に応じて評価の実施を判断する項目（番号欄が灰色の項目）に分類される。

企業における採用・昇進、学校における入試・単位認定、地域における諸活動など、社会の様々な場面で広く活用されることを目指している検定試験は、自己評価シートの番号欄が灰色の項目についても自己評価を行うことが期待される。

「該」が付された項目については、各評価項目に記載している【～の場合】に該当する場合のみ記載することとする。

(5) 評価結果の表示

自己評価シートの各評価項目に対して4段階（A：達成されている、B：ほぼ達成されている、C：やや不十分である、D：不十分で、改善すべき点が多い）で評価し表示することとする。

(6) 評価結果を踏まえた改善

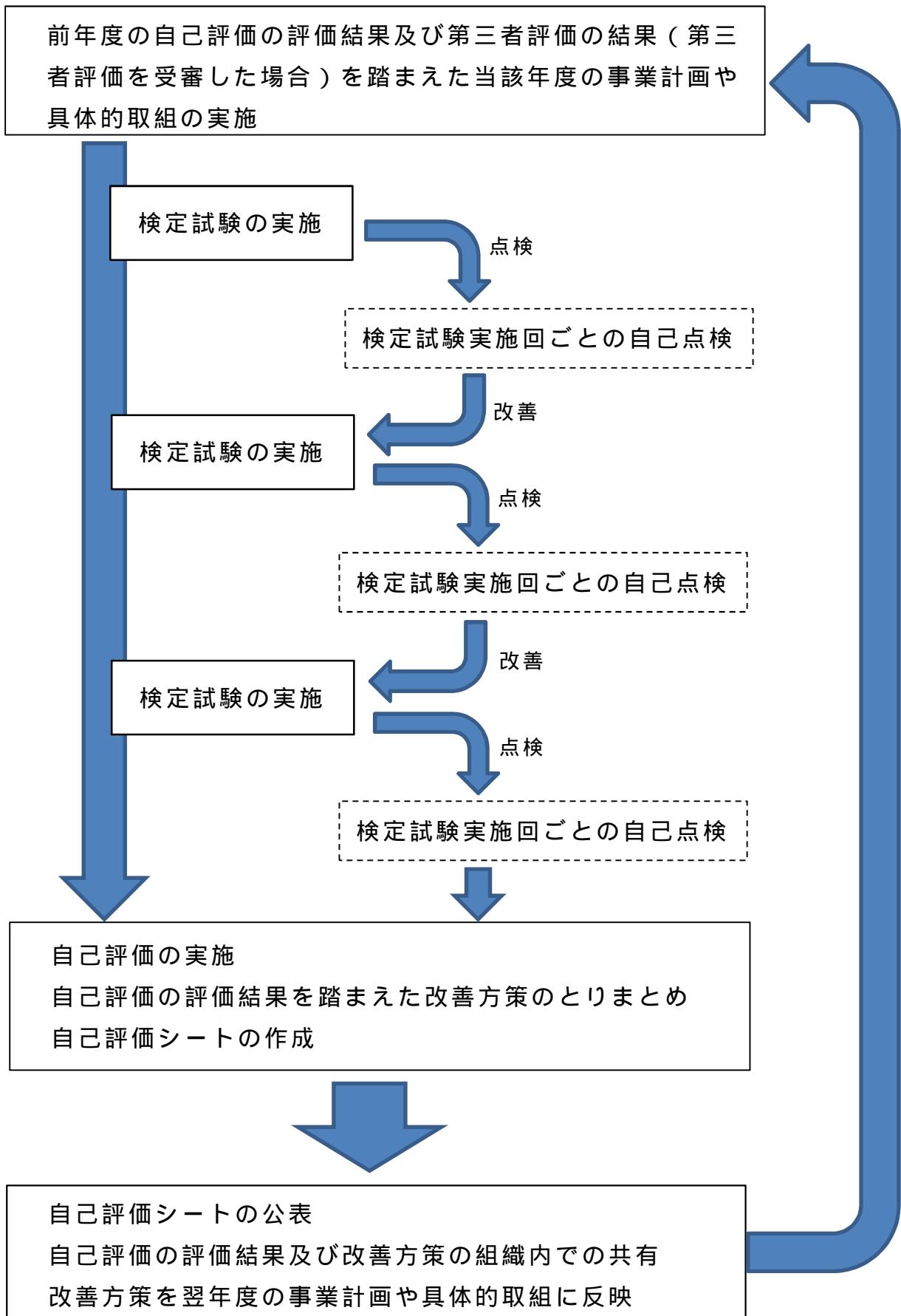
自己評価の評価結果に基づきP D C Aサイクルを回していくため、自己評価シートの「中項目別実態・課題・改善の方向性」欄において、改善の方向性を記載することとする。中項目レベルでの記載を前提としてはいるが、小項目（特にCやDの評価を付した項目）についても、改善の方向性を可能な限り記載することが望ましい。

(7) 評価結果の公表

自己評価シートの作成に当たっては、受検者や活用者にとって分かりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とすることが適当である。

検定事業者において、受検者や活用者にも分かるよう、ウェブサイト等において自己評価シートを公表することが適当である。

<自己評価の進め方の例>



検定試験の自己評価シート

「検定試験の自己評価シート」記載上の留意点

○評価シートの作成にあたっては、受検者や活用者等にとってわかりやすいよう、具体的に記載するとともに、平易な表現とする。

- 「実績・理由・特記事項等」欄について
 - ・欄内に記載してある留意事項を参考に記述する。なお、記述の際には、欄内の□（チェックボックス）に係る部分を除き、留意事項は削除する。
 - ・具体的に記述するとともに、可能な限り根拠（データ、数値、規定等）を記載する。（根拠が膨大な量となる場合は、参照HP等を記載する。）

○「評価」欄について

- ・評価については、A、B、C、Dの4段階（次ページ参照）とする。
- ・自己評価であるため、達成状況等の判断は、評価者に委ねられるが、「実績・理由・特記事項等」欄の記載事項等から説明できる評価とする。

○「中項目別実態・課題・改善の方向性」欄について

- ・中項目レベルでの記載を前提としているが、小項目（特にC、D評価を付した項目）についても改善の方向性を可能な限り記載する。

○評価項目の番号欄の色について

- ・評価項目の番号欄が白色の項目は、全ての検定試験に共通して必要であると考えられる項目である。
- ・評価項目の番号欄が灰色の項目については、検定試験の規模や目的等に応じて、評価の実施を判断する。
- ・企業・学校・地域等広く社会で活用されることを目指している検定試験は、全ての項目について自己評価を行うことが期待される。

○「該（該当項目）」について

- ・【～の場合】に該当する場合のみ記載する。

○小項目に記載された内容以外に独自に評価を行う事項がある場合は、項目を適宜追加する。

○「その他特記事項等」項目について

- ・中項目ごとに、小項目以外の特記事項等があれば記載する。

検定試験の自己評価シート

検定事業者名：○○○○○○○
検定試験名：○○○○○○○

自己評価実施日：平成 年 月 日

【4段階評価の目安】

A：達成されている B：ほぼ達成されている C：やや不十分である D：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	評価項目	実績・理由・特記事項等	中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
				評価	
【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するためには、受検者や活用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織などになっていること。					
1	① 検定試験の実施主体に関する事項	1 《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。	検定試験の目的を記載するとともに、受検者や活用者に対してどのように明示しているかを記載。		
2	② 検定試験の実施主体に関する事項	2 《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織体制として、検定事業実施体制（役員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等）が適切に構成されているか。	備えている組織体制についてチェックし、検定試験がどのような体制で実施されているか、十分な体制であるなどを記載。 □検定事業実施体制 〔□役員体制 □事務処理体制 □危機管理体制 □内部チェック体制 □その他（具体的に記載………）〕		
3	③ 検定試験の実施主体に関する事項	3 ①組織・財務	※「危機管理体制」とは、災害、情報漏えい、システム障害など受検者や活用者への重大な影響がある事態を想定した体制をいう。	財務経理情報を備え置いているかについてチェックする。 □備えている（具体的に記載………） □備えていない	
		②組織・財務	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか、検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか）。	※「財務経理情報」とは、例えば、収支計算書、貸借対照表、財産目録等を指す。但し、これはあくまでも例示であり、組織形態（公益法人、一般法人、NPO法人、株式会社等）により異なる。	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	評価基準	実績・理由・特記事項等		
①組織・財務	4 《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関する監査を受けて、定期的、または、適宜監査を受けているか。	監査を受けているかどうかについてチェックし、どのような監査を受けているのかについて記載。 □受けている(□内部監査、□外部監査、□その他)(具体的に記載……)				
		□受けていない(理由:)				
		※監査は、内部監査、外部監査の両方を含む。				
		区分が明確であるかどうかについてチェックする。 □区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。				
		※「他の事業」とは、他の検定試験事業や検定試験以外の事業をいつ。				
	5 《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	○その他の特記事項等。				
		6 《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校、企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	情報公開チェックリストをもとに、情報公開する項目や方法を明確に定めているかどうか、また、定めている通りに情報公開しているかどうかについて記載。			
		7 《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	個人情報保護に関する方針・規程(例えば、個人情報保護方針など)にどのようないくつか、どのようないくつかに適合していることを示すプライバシーマークを取得した上で、個人情報保護に万全を期している状況などを記載。			
		8 《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	また、インターネットに接続した情報通信システムを活用している場合は、外部からの不正アクセスの防御対策などの情報セキュリティ対策について記載。			
1 検定試験の実施主体に関する事項		○その他の特記事項等。				
9						

大項目	中項目	評価項目	小項目		中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			実績・理由・特記事項等	評価	
I	③事業の改善に向けた取組	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)ー実行(Do)ー評価(Check)ー改善(Acto n)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	実際に組織としてどのように仕組みでPDCAに基づき検定試験の運営等の改善がなされているか(例えば、自己評価や第三者評価など)を改善を行った改悪を受けた場合、受検者や活用者に対するアンケートの結果を踏まえた改善などを記載。また、自己評価シートや、第三者評価を受けた場合には第三者評価の結果を公開しているかについて記載。		
	10	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	例えば、検定の内容に関わる法令の改正や科学技術の発展、学校や企業などのニーズの変化など、知識・技術の発展や社会環境の変化に対応した内容・手段等とするため、実際には組織としてどのような体制で、どのように見直しが行われているかを記載。		
	11	○その他の特記事項等。			
	12				
		【評価の観点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。			
II	①受検手続等	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	どのように定めているか、級ごとに明確になっているかを記載。		
	13	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	どのように定めているか、受検者に対してどのように示しているかを記載。		
	14	《受検手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められているか。	受検手続・スケジュール等について、例えば、出願に必要な証明書の取得期間や受検者へのアンケート結果など、どのようにことを考慮して定めているのかを記載。		
	15	《問い合わせ先の設置》 ○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	設置している問い合わせ窓口についてチェックするとともに、連絡先、受付時間、URLなどを記載。 □受検手続に関する問い合わせ窓口 (連絡先等を記載.....) □試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 (連絡先等を記載.....) □その他 (連絡先等を記載.....)		
	16				

大項目	中項目	評価項目	小項目		中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			実績・理由・特記事項等	評価	
① 受検手続等	17	《受検料》 ○受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	どのような考え方で受検料を設定しているか、また、できるだけ多くの学習者が受検できるよう適正な受検料の設定に努めているかなどを記載。		
	18	《障害者への配慮》 ○障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)において、民間事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務、合理的配慮の提供は努力義務とされていることをふまえ、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)を参考に、合理的配慮意図を通じての配慮、ルール・慣行の柔軟な変更等)などの考え方や内容、取組実績等を記載。		
	19	《多くの受検者が簡単に公平に受検できるための配慮》 ○より多くの受検者が、簡単、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	インターネット出願などによる受検者の利便性への配慮、受検料の割引制度など受検者に応じた配慮、公平性を保った上での学校等で受検できるようなど受検会場がない受検者の利便性の確保、検定試験の目的や内容・規模等に応じた外国人への一定の配慮、小さな子供を連れていても受検が可能となるような配慮などがなされているかについて、実施している内容を記載。		
	20	○その他の特記事項等。			
	21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制が適切に構成され、運営されているか。	検定試験の作問・審査がどのようないく体制で実施されているか、十分な体制であるかや、実施している取組の内容(例えは、作問・審査基準の策定や、採点者に対する審査基準の周知、採点時におけるエラーチェックの実施など)を記載。		
	22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理体制(情報管理マニュアルの整備や担当者の研修・注意喚起など)が講じられているか。	試験問題、解答等の文書の作成、印刷、搬送、保管上の管理や受検者の個人情報の管理に関して、どのような体制が組織され、どのような措置が講じられているかについて記載。		
	23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	配置の状況を記載するとともに、責任者の役割が明確になっているか、事前にどのように説明・研修等を行っているかについて記載。		
② 試験実施	24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	どのようなマニュアルが定められているか、また、どのように共通理解を図っているかを記載。		
	25	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、該校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	試験日の違いによって試験の条件に不公平が生じないか、適切な試験監督の体制がどられるか、試験会場に試験に關する掲示物が無いいかなど、どのように公平性を確保しているかを記載。		

II 検定試験の実施に関する事項

大項目	中項目	評価項目	小項目		中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
			実績・理由・特記事項等	評価	
② 試験実施	26	《受験者の本人確認》 ○受験者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	どのように本人確認を行っているか、本人確認の考え方を記載。		中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		《不正行為等への対応策》 ○受験者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	特に、近年のスマートフォン等の情報通信機器の小型化・高度化を踏まえた対応などを含め、不正行為・迷惑行為防止のための対応策や対応マニュアルが定められているか、また、どのように役職員や試験当日の試験監督者等の共通理解を図っているか記載。		
	27	《天災等へのトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があつた場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	どのような配慮がされているか、また、そのような状況になつて記載。		
		○その他の特記事項等。			
	28	《受験機会の確保》 【学校の単位認定】や入試等の際に活用される検定試験の場合は、受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	配慮事項(例えれば、学校行事等と重ならないような複数の受検日の設定など)について記載。		
		○その他の特記事項等。			
	29	《受験機会の確保》 【学校の単位認定】や入試等の際に活用される検定試験の場合は、受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	配慮事項(例えば、学校行事等と重ならないような複数の受検日の設定など)について記載。		
II 検定試験の実施に関する事項	30	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合は】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	学習指導要領に準拠しているかどうか、準拠している場合は、検定試験と学習指導要領との関連(例えば、級ごとの学校段階・学年・学習内容等との対応など)について記載。また、学習指導要領の改訂に対して、どのような本体制で、どのような見直しを行っているかを記載。	中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		○その他の特記事項等。			
	31	○その他の特記事項等。			
		○その他の特記事項等。			
	32	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定】や入試等の際に活用される検定試験の場合は、 ○年度ごとや、年間の回ごとの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	年度ごとや、年間の回ごとの試験の難易度が平準化されているか、想定していた学習指導要領の水準等に準拠しているかなど、試験結果の公平性や安定性が保たれているかについて、どのような本体制で、どのような検証を実施しているか記載。		
	33	○その他の特記事項等。			

II 検定試験の実施に関する事項

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	評価項目	実績・理由・特記事項等	
II 検定試験の実施に関する事項	(4) コンピューターを使って行う検定試験	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワードで本人確認が行われているか。	34 該	どのような本人確認を行っているかを記載。	
		《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受験者にわかり易くなっているか。	35 該	どのような対策を行っているかを記載。	
	① 検定試験の実施に関する事項	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	36 該	どのような対策を行っているかを記載。 ※「冗長化」とは、障害が発生する場合に備えて、システムを二重化して予備システムを準備することをいう。	
		○その他の特記事項等。	37 該	○その他の特記事項等。	
【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。					
III 検定試験の試験問題に関する事項	① 測定内容・問題項目	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	38	目的に沿って、どのように検定試験の設計がなされているか、適切なものとなっているかなどを記載。 ※検定試験の「設計」とは、テストで測る知識・技能、領域(分野)、対象層・試験範囲、実施形態(問題形式・解答形式)、水準などを定めることを指す。	
		《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくれているか。	39	どのように設計と合致していることを検証しているか(例えば、作問委員会による検討、解答のシミュレーションの実施など)を記載。	
	② その他	○その他の特記事項等。	40	○その他の特記事項等。	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	評価基準	実績・理由・特記事項等		
		② 評定試験の試験問題に関する事項	41 42 43 44 45 46 47	<p>《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 <input type="checkbox"/>審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致している。</p> <p>《主観的な評定における採点の公平性の確保》 <input type="checkbox"/>面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。</p> <p>○その他の特記事項等。</p> <p>《試験結果に基づく試験の改善》 <input type="checkbox"/>試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。</p> <p>○その他の特記事項等。</p> <p>《コンピューターと紙の試験の公平》 <input type="checkbox"/>通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。</p> <p>○その他の特記事項等。</p>	<p>どのように審査・採点の基準を決めているのか、明確な基準となっているか、どのように設計と合致していることを記載。</p> <p>どのように共通理解及び公平な採点の確保を行っているかを記載。</p> <p>検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準についての検証や継続的な改善を行う体制及び方法(例えば、受験者の解答状況を踏まえた作問委員会における検討、試験の信頼性などの統計指標による検証など)について記載。</p>	評価

III 検定試験の試験問題に関する事項

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
		【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。			
IV	継続的な学習支援・検定試験の活用促進	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	合格証や認定証等が発行されているかどうかについて記載……… □発行されていない □発行していない	
		49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにするか。	各級で獲得できる知識・技能について、活用者にわかりやすいようどうのうに明らかにしているか(例えば、ウェブサイトでの明示、合格証や認定証等における明記などを記載)。	
		50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	職業能力との関係性(例えば、企業等における業務の質の向上や効率化に対する効果、専門的な資格の認定要件になつているなど特定の職業の専門性との関連等)や、地域活動や家庭生活との関係性(例えば、地域活動を行う階層に求められている能力との関係等など受検者が社会で行う活動との関係性や、それをどのように受検者・活用者に示しているのかを記載)。	
		51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	例えば、当該受検者の領域ごとの成績(への分野がどの程度できていた)、～の分野がどの程度できていない)や、より上位の級の受検に向けた学習情報の提供(次の級に合格するためには～の内容の学習が必要など、受検者の継続的な学習の参考になる情報としてどのようなものが提供されているかを記載)。	
		52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。	公開している場合はどのような情報を公開しているか、非公開としている場合はその理由を記載。	
		53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	検定試験を活用した活動を行おうとしている受検者や、検定試験を活用しよつとしている学校・企業・地域等の参患者になるよう、どのように活用事例を調査・把握しているか、また受検者・活用者に分かりやすいよう公表しているかについて記載。	
		54	○その他の特記事項等。		

. 検定試験の情報公開について

各検定試験の信頼性の判断は、最終的には受検者や活用者（学校・企業等）に委ねられることから、これらの者が実施主体に関する基礎的な情報を含め検定試験の現況を把握できるよう、必要な情報が各検定事業者により適切に公開されることが必要である。

このため、自己評価シートにおいても情報公開に関する項目を設けているところである（評価項目7）。

検定事業者においては、別紙3に示した「検定試験の情報公開チェックリスト」を参考として、ウェブサイト等を活用して積極的に情報公開を行うことが求められる。

検定試験の情報公開チェックリスト

このリストは、各検定事業者において情報公開することが望まれる項目を掲載している。

各検定事業者においては、公開する項目をチェックするとともに、その方法について「情報公開する方法」欄に記載する。

「関連する自己評価項目の番号」欄は、「検定試験の自己評価シート」の評価項目の番号を記載している。

また、「関連する自己評価項目の番号」欄が白色の項目については、全ての検定試験に共通して情報公開が必要であると考えられる項目である。「関連する自己評価項目の番号」欄が灰色の項目は、検定試験の規模や目的等に応じて、情報公開の実施を判断する項目である。

項目	関連する自己評価項目の番号	情報公開する方法 (ウェブサイト、パンフレット等 具体的に記載)
1 検定試験の実施主体に関する事項		
法人の概要 団体の名称、所在地、代表者氏名等		ウェブサイト パンフレット その他 ()
定款、寄附行為など		
役員名簿		
財務経理情報 (具体的に記載： 収支計算書、貸借対照表、財産目録等)	3	
個人情報保護方針など個人情報の取扱い	8	
事業計画書		
事業報告書		
直近の自己評価シート	10	
【第三者評価を受けている場合】直近の第三者評価の評価結果	10	
2 検定試験の実施に関する事項		
検定試験の概要		
検定試験の正式名称		
検定試験の目的	1	
各級で測る知識・技能、分野(領域)	13	
級ごとの対象層 受検資格、主な対象となる学年・職業等	13	
【受検資格を制限する試験の場合】 その合理的な理由	14	
級ごとの試験範囲	13	
級ごとの水準 年齢や学年等に対応した難易度、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)など 国際標準規格との関連、合否判定の方法と合格点等	13	
受検手続 出願方法、受検料の支払方法、変更やキャンセルの可否等	15	
検定試験のスケジュール 試験日程、出願期間、試験結果の判明時期等	15	
試験当日に関する情報 受検会場、試験時間等		
受検に際しての留意事項 当日の持ち物、禁止事項、(年少者の受検が多い検定試験の場合)年少者への注意点等		

項目	関連する自己評価項目の番号	情報公開する方法 (ウェブサイト、パンフレット等具体的に記載)
受検者からの問合せ先(連絡先・受付時間等) 受検手続に関する問い合わせ窓口 当願力/法・当願期間に限りの問い合わせ窓口、受付未看板への対応等	16	
試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 試験結果や合格証明に関する問い合わせや、試験に関する疑義申し立てへの対応等	16	
受検料 【受検料以外に必要な費用がある場合】 必要な費用 認定証の発行手数料等	17	
障害者への配慮措置	18	
天災や交通機関遅延等への対応方針	28	
【学校の単位認定や入試等の際に利用される検定試験の場合】 当該検定試験と学習指導要領との関係性 級ごとの学校段階・学年・学習内容との対応等	31	
【コンピューターを使って行う試験の場合】 テスト画面のイメージや操作方法等	35	
【コンピューターを使って行う試験の場合】 通常の紙の試験との相違点 出願方法、問題形式等		
試験結果に関する一般情報 受検者数、構成(年齢別、職業別等) 合格者数、合格率		
3 検定試験の試験問題に関する事項		
【コンピューターを使って行う試験の場合】 コンピューターの試験と、通常の紙の試験の対応関係	46	
4 繙続的な学習支援・検定試験の活用促進		
ウェブサイトや合格証など活用者が分かりやすい形での、各級で獲得できる知識・技能の明示	49	
【企業や地域で活用される検定試験の場合】 当該検定試験と職業能力との関係性や地域活動との関係性	50	
受検者の継続的な学習の参考となる情報 受検者の領域(分野)ごとの成績、上位の級の受検に必要な学習情報等	51	
試験問題等 過去の試験問題(____年分) 過去の試験の正答(____年分) 【試験問題を公開していない場合】類似問題 【試験問題等を公開していない場合】その理由	52 52 52 52	
学校・企業・地域等での検定試験の活用事例	53	
合格者の体験談や活用状況	53	
5 その他公開する事項 (公開する事項を記載: 各実施主体において適宜追加)		

. 検定試験の第三者評価について

(1) 評価の目的

検定試験の評価は自己評価が基本であるが、その自己評価結果への評価も含めて第三者評価を実施することで、それに基づいて検定試験の信頼性と質を一層高めることが重要である。

すなわち、自己評価に加えて第三者の視点からの評価を受けることにより、自己評価の妥当性が検証され、評価の信頼性や客観性が高まり、検定試験の信頼性の確保や、質の向上が更に促進されることが期待される。

また、第三者評価を受けることで、自己評価では気づかなかった今後の改善点が明確になるという利点もある。第三者評価は評価が主たる目的であるが、評価の過程における様々なやり取りが、結果として検定事業者に多くの気づきを提供し、検定試験を「育てる」ために生かされることが望ましい。

第三者評価の実施と評価結果の公表を通じて検定試験の信頼性が更に高まることにより、検定試験の社会的な地位が一層向上し、検定事業の更なる発展につながることも期待される。あわせて、評価結果を検定事業者が国際的な競争や激しく変化する経済社会への対応に役立てることも期待される。

(2) 評価の対象

第三者評価の対象としては、自己評価と同様に、「学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施する全ての検定試験」が広く想定され、検定事業者は、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。

例えば企業における採用・昇進、学校における入試・単位認定、地域における諸活動など、社会の様々な場面で広く活用されることを目指している検定試験や国の後援を受ける検定試験は、第三者評価を受けることが望ましい。なお、この第三者評価は誰でも直接受検機会が与えられているような検定試験が念頭に置かれており、特定の講座の修了を条件に受検資格が得られるような検定試験には適さない部分もあるが、これらについても当該事業者の判断により第三者評価を受けることを可能とすることが適当である。

(3) 評価の頻度

検定試験の一層の質の向上の必要性と検定事業者の負担への配慮の必要性とのバランスに配慮し、3～4年に1回程度行うことを基本とすることが適当である。

(4) 評価の負担の適正化

小規模な検定事業者でも受けられるよう、評価の費用の軽減を図るなど、第三者評価に係る経済的負担や事務負担には十分配慮が必要である。このため、検定試験の活用状況等に応じて、事業所への実地調査を伴わず、評価項目も試験の実施運営の基礎となるものに限定した、書類審査のみによる簡易版の評価も可能とすることが適當である。

例えば企業における採用・昇進、学校における入試・単位認定、地域における諸活動など、社会の様々な場面で広く活用されることを目指している検定試験や国の後援を受ける検定試験、その他検定事業者が希望する検定試験については、簡易版ではなく実地調査を伴うフルセット版による評価を行うこととし、これら以外の検定試験については簡易版による評価を行うことが適當である。

(5) 評価主体・評価者

検定試験が多様な分野で実施されている中で、適切な第三者評価を行うためには、民間の多様な主体が第三者評価を実施し、検定事業者がその中から第三者評価機関を選択できることが本来的には望ましいが、現状ではこのような第三者評価体制の整備は十分には進んでおらず、今後実施体制が更に充実することが望まれる。

第三者評価の評価者として、組織・運営に関する評価については会計と法令の専門家や検定事業の運営に知見のある者などを、また、試験問題に関する評価についてはテスト理論の専門家や当該試験分野の学識経験者などを必要に応じて含めることが適當である。

第三者評価が適正に行われ、評価内容に偏りが生じないよう、第三者評価機関においては、評価マニュアルを備え、評価者に対する研修が行われることも考えられる。その場合、研修の講師は多面的な分野から選ぶことが求められる。

(6) 評価内容・項目

評価する内容・項目としては、大きく分けて「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できる。このうち、「検定試験の運営・組織に関する項目」については、実施主体、実施手続、継続的な学習支援、検定結果の活用促進など別紙4に示した項目が考えられるが、具体的な評価項目については、第三者評価機関において定めることとする。

「検定試験の試験問題に関する項目」については、例えば別紙5に示した項目が考えられるが、他方で試験問題に関しては、各検定事業者の独自の専門性や経験を尊重することが特に重要であること、作問の体制や採点基準の妥当性等を評価すれば足りると考えられること、また評価に多大な労力と費用を要することな

どから、一律に実施を求めるのではない。知識を測定するものであっても技能を測定するものであっても、その評価の実施の有無を検定事業者が判断した上で、実施する場合の評価項目は第三者評価機関が定めることを基本とする。評価を実施する際には、主に知識を測定する検定と、主に技能を測定する検定については、それぞれ測るべき指標が異なることに応じて、評価を行うことが必要である。

第三者評価の際に用いる資料としては、検定試験の基本情報、自己評価の評価結果、検定事業者の基本情報（定款・寄附行為、役員名簿、事業報告書、財務経理情報等）が考えられる。

評価に当たっては、第三者評価機関が検定事業者に対し、あらかじめ審査の項目、基準、方法を明示することが必要である。

（7）評価の方法

評価の進め方は、別紙6に示す「検定試験の第三者評価の流れ」を参考とする。

評価結果はフルセット版と簡易版のいずれによるものかを明示した上で、各評価項目ごとに評定（例えばA、B、C、D）を付し、全体評価については各項目の評価結果を踏まえた講評により行うこととする。その場合、講評等については、受検者や活用者に理解しやすく、かつ検定事業者の事業意欲を促し、検定事業者の今後の運営改善に役立てるという視点を意識して記述することが期待される。

（8）評価結果の公表

評価結果は、検定事業者と共に、第三者評価機関においても公表することが適当である。

第三者評価における評価項目のイメージ

(運営・組織に関する項目)

(注) 下線部は、簡易版の評価では省略してよいと考えられる項目である。

検定試験の実施主体に関する事項

<評価の視点>

検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、P D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。

組織・財務

- (1) 検定試験の目的が明確であるか。
- (2) 検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。
- (3) 実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)
- (4) 財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。
- (5) 検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。

情報公開、個人情報

- (6) 受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。
- (7) 受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。

事業の改善に向けた取組

- (8) 目標(P l a n)－実行(D o)－評価(C h e c k)－改善(A c t i o n)というP D C Aサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。
- (9) 知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。

検定試験の実施に関する事項

<評価の視点>

適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

受検手続等

(10) 検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。

(11) 【受検資格を制限する試験の場合】(該当団体のみ)

年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。

(12) 試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。

(13) 受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。

(14) 受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。

(15) 障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。

(16) より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。

試験実施

(17) 検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。

(18) 検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。

(19) 各試験会場を総括する責任者が配置されているか。

(20) 試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。

(21) 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】(該当団体のみ)

検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。

(22) 受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、

本人確認が確実に行われるよう講じられているか。

- (23)受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、
対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。
- (24)試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。

学校の単位認定や入試等に活用される検定試験

- (25)【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】(該当団体のみ)
受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。
- (26)【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】(該当団体のみ)
当該検定試験と学校教育との関係性（学習指導要領に基づく学校における学習との関連等）が明確に示されているか。
- (27)【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】(該当団体のみ)
年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。

コンピューターを使って行う検定試験

- (28)【コンピューターを使って行う試験の場合】(該当団体のみ)
IDとパスワード等で本人確認が行われているか。
- (29)【コンピューターを使って行う試験の場合】(該当団体のみ)
テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。
- (30)【コンピューターを使って行う試験の場合】(該当団体のみ)
システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。

継続的な学習支援・検定試験の活用促進

<評価の視点>

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。

- (31) 検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。
- (32)受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断

し得るよう明らかにしているか。

(33) 当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。

(34) 受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。

(35) 過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。

(36) 学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。

第三者評価における評価項目のイメージ

(検定試験の試験問題に関する項目)

(注)網掛けは、検定試験の規模・目的等に応じて省略してよいと考えられる項目である。

<評価の視点>

- ・ テスト理論において良いテストの条件として挙げられる「妥当性」・「信頼性」及び「有用性」¹の観点からみて、検定試験問題の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等も明確に示されていることを評価する。
- ・ 本項目の内容は、個別の問題内容にまで踏み込む趣旨のものではなく、検定試験問題の品質保証の観点からその作成過程が適切かを評価することを基本としている。

測定内容・問題項目の観点からテストの「妥当性」は担保されているか

(1) 検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測ることができるよう、テストの設計が行われているか。

[視点の例]

- ・ 測定しようとする能力（測定領域）は明確に定義されているか
- ・ 測定領域における層構造²は明確に定義されているか
- ・ 測定領域を偏りなくカバーできる設計になっているか
- ・ 適切な測定形式（例えば記述式、選択式、口述式など）が採用されているか
- ・ 設問数は適切であるか 等

(2) 検定試験の設計にしたがって、各問題項目がつくられているか。

[視点の例]

- ・ 問題内容は測定目的とする知識・技能に沿ったものであるか
- ・ 出題範囲に測定目的・水準からの逸脱はないか

¹ ここで言う「妥当性」とは、検定試験問題が測ろうとしているものを適切に測れているかということ、「信頼性」とは検定試験問題が受検者の実力をどの程度安定して測れているかということ、「有用性」とは受検料・実施時間・用具・採点・テスト開発など全般を通して、費用対効果の観点から受検者にもテスト実施者にも過度なあるいは非合理的な負担がかからないことを示す。

² 例えば「英語力」という能力を「日常生活の様々な場面で英語を運用する能力」と定義した場合、当該能力は「英語を読む力」「英語で書く力」「英語を聞く力」「英語で話す力」の4つの下位の能力で構成されるという点で層構造を成していると考えられる。

- ・作題者の適格性はどのように担保しているか
(測定しようとする能力について専門性を有しているか、質問項目の選定・作成に関する知識・経験を有しているかなど)

[審査・採点および試験結果の観点からテストの「信頼性」は担保されているか]

(3) 審査・採点の基準が明確に定められており、またこれが当該検定試験の設計と合致しているか。

〔視点の例〕

- ・審査基準または採点基準等が明確に定められているか
- ・面接・論文・実技等の主観的評定の場合、審査者の適格性が確保されているか

(4) 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保されて、公平な採点がなされているか。

〔視点の例〕

以下のような資料を踏まえ、本評価項目について適切に行われていると判断できるか

- ・マニュアルの周知の仕方を示す資料
- ・採点トレーニングの具体を示す資料
- ・公平な採点結果を確保する具体的方法がわかる資料 等

(5) 試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。

〔視点の例〕

以下のような資料を踏まえ、本評価項目について適切に行われていると判断できるか

- ・テスト得点の分布
- ・受検者の解答状況を踏まえ、検定試験問題の基本設計や質問内容が実施目的、受検者の特性などの視点からみて適切であったかどうかなどについて、作問委員会における事後検討
- ・項目分析のに関する資料(項目ごとの正答率など)
- ・テスト理論の種別に応じた各種統計指標(信頼性係数、テスト情報曲線など) 等

[コンピューターを使って行う検定試験の「妥当性」・「信頼性」・「有用性」は担保されているか]

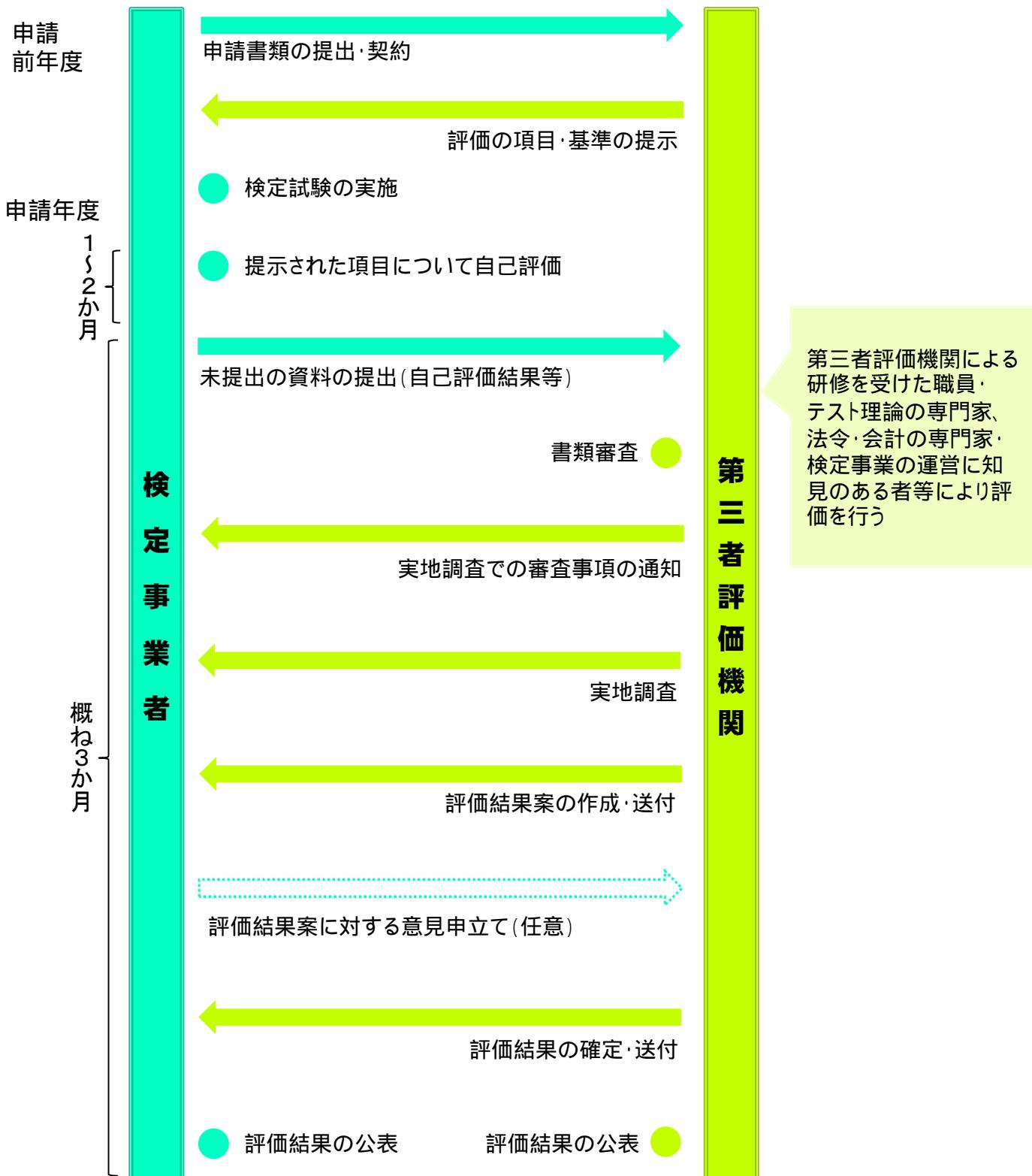
(6) 【コンピューターを使って行う試験の場合】既存の紙による試験と併存する場合、

両者間で比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。

(7)【コンピューターを使って行う試験の場合】以下のような資料を踏まえ、試験問題の作成が適切に行われていると判断できるか。

- ・ C B T の場合の標準化手続き、標準化集団、等化手続き、使用するテスト理論
- ・ 人が採点する場合の点数化の過程と安定性の確保手段
- ・ 機器を利用した集団実施の場合の公平性の担保手段
- ・ 自動採点の場合の点数化の過程
- ・ 自動採点の場合の結果の「妥当性」・「信頼性」の担保の仕方
- ・ コストパフォーマンス（安価だが測定精度が低いなどのサービス低下） 等

検定試験の第三者評価の流れ



. 国に求められる役割について

検定試験の評価が社会において普及・定着するためには、本ガイドラインの内容について、検定事業者等に対して丁寧に説明して理解を得ることが求められる。

特に第三者評価については、現段階では実施例も少ないため、自己評価や情報公開に比べ、幅広く実施されるようになるためには一層の環境整備が求められる。このため、国が第三者評価事業を後援することや、第三者評価等の結果を受検者等に公表するための場を提供することを含め、国による積極的な広報・啓発が必要である。第三者評価については、小規模検定事業者等に対する経済的負担・事務負担の軽減なども求められる一方で、第三者評価機関の事業として定着するために多くの検定事業者に積極的に受けてもらう必要があり、こうした観点からも、このような広報・啓発などの取組が重要である。

また、今後第三者評価機関が適切に育成されるなど、検定試験の評価が円滑に実施されるためには、本ガイドラインを踏まえた第三者評価の試行的な事業の実施や、自己評価の手引きの作成など、評価の普及・定着に向けた更なる取組が期待される。

参考資料

- 参考資料 1** 「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」開催要綱
- 参考資料 2** 「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」委員名簿
- 参考資料 3** 「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」開催経過
- 参考資料 4** 検定試験等に関する参考資料

「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」開催要綱

平成28年10月25日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

これまで「検定試験の評価ガイドライン（試案）について」（平成22年6月）や、「検定試験の自己評価シート」（平成23年2月）に基づき、主に各検定実施団体において検定試験に対する評価の取組が行われてきた。

その後の評価の取組の進展等を踏まえ、評価を通じた検定試験の質の改善と向上を一層効果的・効率的に進めるため、自己評価及び第三者評価の相互の体系、その評価内容・項目及び第三者評価機関の在り方等について検討し、ガイドラインを作成することにより、民間事業者等の主体的な取組を支援するため、「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催する。

2 検討事項

（1）以下の事項に関する相互の体系や詳細についての検討及びその結果を踏まえた検定試験の評価ガイドラインの策定

- ①検定事業者が行う自己評価
- ②第三者評価機関による第三者評価 等

（2）その他

3 実施方法

2に掲げる事項について、別紙に定める有識者により、検討を行う。

4 期間

この会議の期間は、「2.検討事項」に係る検討が終了するときまでとする。

5 庶務

この会議に関する庶務は、生涯学習政策局生涯学習推進課において処理する。

検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議 委員名簿

乾 喜一郎 リクルート『ケイコとマナブムックシリーズ』編集長

沖 清豪 早稲田大学入試開発オフィス長

片桐 秀昭 一般財団法人日本書写技能検定協会専務理事

後藤 博史 公益社団法人全国工業高等学校長協会理事長、

神奈川県立神奈川工業高等学校長

小嶺 大進 調布市立緑ヶ丘小学校長

今野 雅裕 政策研究大学院大学特任教授

柴山 直 東北大学大学院教育学研究科教授

萩原 民也 特定非営利活動法人日本語検定委員会事務局長

林 規生 株式会社教育測定研究所所長、

公益財団法人日本英語検定協会理事

堀口 一秀 学校法人中央工学校理事長、

一般財団法人中央工学校生涯学習センター理事長

宮井 あゆみ 公益財団法人画像情報教育振興協会事務局長

敬称略・五十音順 (計: 11名)

(: 座長)

「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」の検討経緯

第1回会議（平成28年12月6日）

- ・検定試験の概況やこれまでの検討経緯に関する説明、自由討議

第2回会議（平成29年1月17日）

- ・自己評価シート（案）についての審議

第3回会議（平成29年2月27日）

- ・自己評価シート（案）についての審議
- ・情報公開チェックリスト（案）についての審議

第4回会議（平成29年3月24日）

- ・「平成28年度検定試験の第三者評価に関する調査研究」報告書について、全国検定振興機構より説明
- ・第三者評価についての審議

第5回会議（平成29年4月27日）

- ・第三者評価についての審議

第6回会議（平成29年5月29日）

- ・高大接続改革の進捗状況について高大接続改革PTより説明
- ・第三者評価についての審議

第7回会議（平成29年6月30日）

- ・検定試験の評価に関するガイドライン（素案）について審議

第8回会議（平成29年7月31日）

- ・検定試験の評価に関するガイドライン（案）について審議

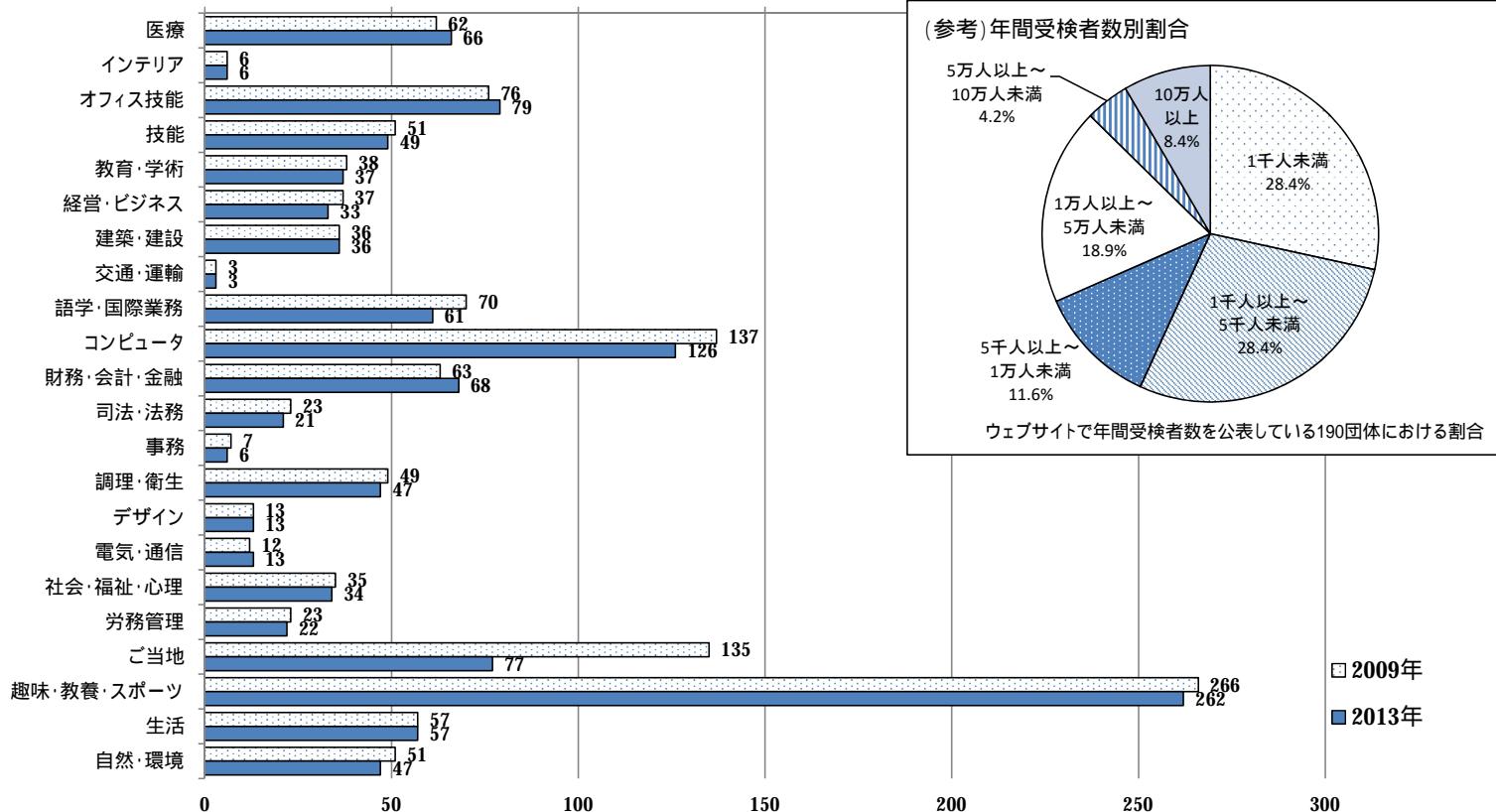
検定試験等に関する参考資料

検定試験の現状

民間検定試験の概要

「第5回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年12月～2014年2月)に基づき作成
各検定試験実施団体におけるインターネット上の公表情報による調査、民間検定数:(2013年)1,163検定、(2009年)1,250検定

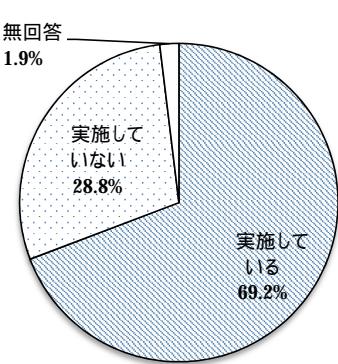
【分野別検定数】



検定試験の自己評価の実施状況等

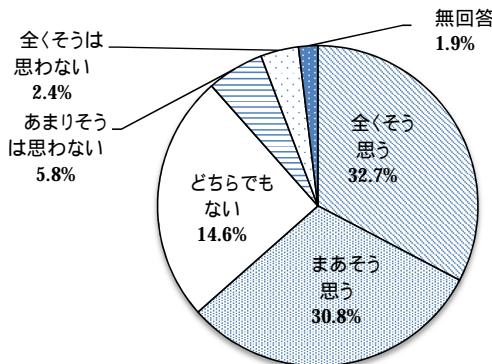
平成26年度 文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査(調査対象:受験者数5千人以上の団体等90団体、回収率57.8%)の結果より作成。

【自己評価の実施状況について】



「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を「実施している」団体の割合は、約7割。

【第三者評価の必要性について】



第三者評価の必要性について肯定的意見(「全くそう思う」「まあそう思う」)の割合は、約6割。

第三者評価の仕組みの必要性に関する回答(自由記述)

数多く存在する検定試験のなかで、どの検定試験が信頼に値するかを客観的に評価し公表することは、受検を目指す学習者たちのメリットとなる。

検定試験の質の向上を図り、受験者の信頼性を高めるためには「第三者」が関与する仕組みは必要であると考える。

SNSでの評価、感想がWeb上に氾濫しており、受験者の生の声を集めすれば、受験者も検定実施団体もその検定の評価が高いか低いか、実際に役に立つか立たないか判断が可能。